

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月21日京都市条例第13号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により，市会議員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区	分	改正前	改正後
平成29年度	12月支給分	100分の170	100分の175
平成30年度以後	6月支給分	100分の155	100分の157.5
	12月支給分	100分の170	100分の172.5

上記の改正については，平成29年12月に支給する期末手当から実施することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月21日

京都市長 門川大作

京都市条例第13号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の155」を「100分の157.5」に改め，同項第2号中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，平成29年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 平成29年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第6条第2項の規定の適用については，同項第2号中「100分の172.5」とあるのは，「100分の175」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合には，この条例による改正前の京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)